

札幌市健康づくりセンター指定管理者募集要項の概要

1 札幌市健康づくりセンターの概要について

(1) 設置目的

健康づくりに関する知識を普及し、健康づくり活動の実践の場を提供するとともに、市民自らの健康状態についての認識を高めることにより、市民の健康づくりを推進し、もって市民の健康増進を図ること

(2) 施設の概要

以下の3センターを一括で管理。

	中央健康づくりセンター	東健康づくりセンター	西健康づくりセンター
開設年月	平成5年9月	昭和62年4月	平成12年12月
所在地	中央区南3条西11丁目	東区北10条東7丁目	西区八軒1条西1丁目
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階
専用部分	3階、4階及び5階の一部	3階	2階及び3階の一部
専用部分の床面積	2,438.02㎡	846.8㎡	2,360.10㎡
その他	複合施設	東保健センターとの複合施設	西区八軒まちづくりセンター・西区八軒会館の複合施設

(3) 主な事業の利用状況（令和3年度）

※（）はH30年度比

	中央健康づくりセンター	東健康づくりセンター	西健康づくりセンター
総利用者数	50,846 (41.0%)	18,866 (33.8%)	58,121 (37.8%)
健康度測定事業	520 (33.8%)	—	—
体力測定事業	46 (±0%)	—	—
女性のフィットネス健診	718 (71.1%)	—	—
運動指導事業	185 (26.9%)	11 (11.0%)	103 (24.2%)

2 指定管理者選定スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① 令和4年7月20日（水） | 第1回指定管理者選定委員会（募集要項、選定方式等） |
| ② 令和4年7月27日（水）～9月9日（金） | 募集要項配布 |
| ③ 令和4年7月29日（金） | 現地説明会開催 |
| ④ 令和4年8月1日（月）～8月4日（木） | 質問受付 |
| ⑤ 令和4年8月9日（火）～9月9日（金） | 申込期間 |
| ⑥ 令和4年9月15日（木）予定 | 第2回指定管理者選定委員会（選定作業） |
| ⑦ 令和4年10月 | 選定結果通知 |
| ⑧ 令和4年12月上旬 | 第4回札幌市議会定例会にて審議（議決） |

3 中央健康づくりセンターの改修工事

中央健康づくりセンターでは、改修工事に伴い、令和5年10月から令和7年1月まで休館となる予定。

4 募集要項の概要

事項	内 容	備 考	
申込資格 (2ページ)	① 団体であること。（法人格の有無を問わない）	地方自治法の定めによる	
	② 団体又はその代表者が欠格条項に該当しないこと		
	③ 札幌市内に団体の事務所があること		
	④ 医師など専門職の免許又は資格を有する者を確保できること <独自項目>	(確保しなければならない人材) 医師・保健師・看護師・管理栄養士・理学療法士・健康運動指導士並びに健康運動実践指導者 (健康運動指導士相当以上の資格を有する場合も可)	
	⑤ グループによる応募		
申 込 書 (3～5ページ)	申込書（様式1）・グループ応募構成書（様式1-2）		
	法人登記簿の謄本・団体の規約及び構成員名簿	申込資格①・③の審査に使用	
	代表者の身分証明書（非法人のみ）		
	納税証明書又は申込資格に係る申立書（様式2）	申込資格②の審査に使用	
	暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2-1）		
	厚生労働大臣交付の免許証写し<独自項目>	申込資格④の審査に使用（下記以外の職）	
	公財健康・体力づくり事業財団理事長交付の登録証写し等<独自項目>	申込資格④の審査に使用 (健康運動指導士・健康運動実践指導者等)	
	管理業務の計画書等（様式3～様式3-2）		
	管理に係る収支計画書（様式4）		
	経営状況	R1～R3の収支（損益）計画書 R1～R3の貸借対照表及び財産目録 R1～R3の売上高経常利益率等計算書類(様式5) 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書	選定基準審査に使用
	活動内容	定款 事業報告書 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類	
		団体構成員の保有免許・資格の登録番号等 <独自項目>	申込資格④の審査及び選定基準審査に使用
		類似事業の活動実績に関する書類	
	健康づくり関連事業の調査又は研究実績に関する書類<独自項目>	選定基準審査に使用	
	自主事業の実施計画書		

※様式が示されていないものは任意の様式で作成。様式3はこれによりがたい場合は、任意の様式で作成可。

(募集要項の概要 1枚目からの続き)

事項	内 容	備 考	
1	選定方式 総合点数方式とする。 あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を指定する。	100点を満点とし、各選定基準で点数を振り分け、その合計点で評価	
2	選定基準 (5～9点)	(1) 利用者の平等な利用が確保されること。	2点
		(2) 業務の計画書が施設の効用を最大限に発揮すること。	43点
		(3) 管理を安定して行う人員、資産等の能力を有している。 (独自項目) 医師等の専門職を確保できること	30点 専門職の確実な確保は施設運営上不可欠
		(4) 収支計画の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものである。	15点
		(5) その他① (以下の2点が独自項目) ・健康づくり関連事業の科学的効果に関する調査研究の企画・分析・事業展開能力を有している ・札幌市健康づくり基本計画に寄与する提案である	10点 施設の設置目的からこれらの実績や能力を有していることが必要のため
		(6) その他② 管理運営の評価結果の反映(現在の指定管理者が応募してきた場合のみ)	各委員の評価合計+(各委員の評価合計×(-2.5%～+5%))
3	管理の基準 (9～11点)	開館時間及び休館日	開館時間及び休館日は、指定管理者の提案により、開館時間を延長し、又は休館日を少なくすることができる。
		センターの使用承認について	
		利用の制限に関する事項	
		札幌市個人情報保護条例の適用	
		札幌市情報公開条例の適用	
		札幌市行政手続条例の適用	
		札幌市オンブズマン条例の適用	
		札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用	
		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用	
その他市内企業等の有効活用や福祉施策への積極的な取組等	全庁的に管理の基準及び選定基準に盛り込むこととしている。		
4	業務内容 (11点)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び管理業務(建物や施設設備の維持・管理業務は除く。) 健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集、提供等 施設の使用承認等 利用料金の收受等 	※詳細は仕様書第3・第4のとおり
5	利用料金 (11～12点)	利用料金制度を採用	減免対象者は、一般利用者の25%程度とし、利用料金を積算する。
6	管理運営に要する経費 (12～14点)	管理経費の支払、修繕・改修等・備品等・事故や火災等の経費、リスク分担、自主事業の収支、行政財産目的外使用、事業所税に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理費の積算の留意点は説明会で説明、HPで公開 修繕・備品は、仕様書第4-2-(2)-エ・オ(P18～20)に詳述
7	指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	
8	申込み方法等	募集要項の配布期間、現地説明会の開催、質問の受付、申込期間等	1ページ スケジュール参照
9	その他	指定管理者の選定及び指定に関する周知事項、協定の締結、協定で定める事項、参考資料、その他申込に関する注意事項等	

5 指定管理者の公募の周知方法

以下の方法により周知する。

募集要項の配布	令和4年7月27日～9月9日の間、保健所健康企画課で募集要項一式を配布する。
インターネットによる周知・配布	改革推進室(全市の指定管理者の統括部局)及び保健福祉局のホームページから、募集要項の閲覧及び様式のダウンロードを可能とする。

6 指定管理者の選定方法

ヒアリング、プレゼンテーションの実施について	採点する際、申込書記載内容の不明点の確認等のために行うこととする。
------------------------	-----------------------------------